

## 定例会提出予定案件資料

	ページ
1 令和3(2021)年度補正予算概要.....	1
2 函館市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例の骨子.....	2～3
3 函館市地域型保育事業の設備および運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例の骨子.....	4～6
4 函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例の骨子.....	7～8

# 1 令和3（2021）年度補正予算概要

一般会計

【歳入】

(単位：千円)

科目	補正額	説明	
(国) 民生費負担金	355	児童手当負担金増 (令和2年度精算不足額交付分)	355
(道) 民生費負担金	35	児童手当負担金増 (令和2年度精算不足額交付分)	35

【歳出】

民生費

(単位：千円)

科目	補正額	説明	特定財源
社会福祉総務費	249,233	補助金等返還金	249,233
子ども健全育成費	31,011	子ども健全育成事業費増 地域放課後児童 健全育成事業費増 児童館等管理運営所要経費増 備品整備費増	29,307 29,307 1,704 1,704 (国) 地域子ども・子育て支援 事業費補助金 11,221 (道) 地域子ども・子育て支援 事業費補助金 11,221 (その他) 指定寄付金 1,700

衛生費

(単位：千円)

科目	補正額	説明	特定財源
保健衛生総務費	9,790	補助金等返還金	9,790
母子保健費	1,320	乳幼児保健事業費増 乳幼児健康診査事業費増	1,320 1,320 (その他) 指定寄付金 1,300

2 函館市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い規定を整備するため

(2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

(3) 施行期日

公布の日

現行	改正案
<p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1) 市長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>5 前項(第2号に係る部分に限る。)の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を<u>行う者</u>として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>6～9 (略)</p>	<p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(1) 市長が、児童福祉法第24条第3項<u>(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)</u>の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>5 前項(第2号に係る部分に限る。)の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を<u>行う施設</u>として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>6～9 (略)</p>

3 函館市地域型保育事業の設備および運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、地域型保育事業者およびその職員が書面に代えて電磁的記録により記録の作成を行う場合等に関する規定の整備等をするため

(2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

(3) 施行期日

令和3年7月1日（第7条第1項および第5項の規定は、公布の日）

函館市地域型保育事業の設備および運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>目次 第1章～第5章 (略)  附則  (保育所等との連携) 第7条 地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条,第8条第1項,第15条第1項および第2項,第16条第1項,第2項および第5項,第17条ならびに第18条第1項から第3項までにおいて同じ。)は,利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ,および,地域型保育事業者による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。<u>第3号</u>において同じ。))または保育が継続的に提供されるよう,次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所,幼稚園または認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし,離島その他の地域であって,連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて地域型保育事業(居宅訪問型保育事業を除く。第17条第2項第3号において同じ。)を行う地域型保育事業者については,この限りでない。 (1)・(2) (略) (3) 当該地域型保育事業者により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業(法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。))の利用乳幼児にあっては,第43条に規定するその他の乳児または幼児に限る。以下この号において同じ。)を,当該保育の提供の終了に際して,当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき,引き続き当該連携施設において受け入れて教育または保育を提供すること。 2～4 (略) 5 前項(第2号に該当する場合に限る。)の場合において,地域型保育事業者は,法第59条第1項に規定する施設のうち,次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって,市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を<u>行う者</u>として適切に確保しなければならない。</p>	<p>目次 第1章～第5章 (略) <u>第6章 雑則(第50条)</u>  附則  (保育所等との連携) 第7条 地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条,第8条第1項,第15条第1項および第2項,第16条第1項,第2項および第5項,第17条ならびに第18条第1項から第3項までにおいて同じ。)は,利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ,および,地域型保育事業者による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。<u>以下この条</u>において同じ。))または保育が継続的に提供されるよう,次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所,幼稚園または認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし,離島その他の地域であって,連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて地域型保育事業(居宅訪問型保育事業を除く。第17条第2項第3号において同じ。)を行う地域型保育事業者については,この限りでない。 (1)・(2) (略) (3) 当該地域型保育事業者により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業(法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。))の利用乳幼児にあっては,第43条に規定するその他の乳児または幼児に限る。以下この号および<u>第4項第1号</u>において同じ。)を,当該保育の提供の終了に際して,当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき,引き続き当該連携施設において受け入れて教育または保育を提供すること。 2～4 (略) 5 前項(第2号に該当する場合に限る。)の場合において,地域型保育事業者は,法第59条第1項に規定する施設のうち,次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって,市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を<u>行う施設</u>として適切に確保しなければならない。</p>

<p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(1)・(2) (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>第6章 雑則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(電磁的記録)</u></p> <p>(新設) <u>第50条 地域型保育事業者およびその職員は、記録，作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面，書類，文書，謄本，抄本，正本，副本，複本その他文字，図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているまたは想定されるものについては，書面に代えて，当該書面に係る電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p>
--------------------	--

#### 4 函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の骨子

##### (1) 改正理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、児童福祉施設およびその職員が書面に代えて電磁的記録により記録の作成を行う場合等に関する規定ならびに母子生活支援施設の長の資格に関する規定を整備するため

##### (2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

##### (3) 施行期日

令和3年7月1日

ただし、第28条第1項の改正規定および母子生活支援施設の長の資格に係るみなし規定は、令和4年4月1日から施行する。

函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 (略)</p> <p>第4章 保育所 (第35条～<u>第42条</u>) (新設)</p> <p>附則</p> <p>(母子生活支援施設の長の資格等)</p> <p>第28条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるものまたは厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの</p> <p>ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、<u>児童福祉事業</u>(国、都道府県または市町村の内部組織における<u>児童福祉に関する事務</u>を含む。)に従事した期間</p> <p>イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、<u>社会福祉事業</u>に従事した期間</p> <p>ウ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 (略)</p> <p>第4章 保育所 (第35条～<u>第41条</u>)</p> <p><u>第5章 雑則 (第42条)</u></p> <p>附則</p> <p>(母子生活支援施設の長の資格等)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、<u>相談援助業務</u>(法第13条第3項第2号に規定する<u>相談援助業務</u>をいう。以下アおよびイにおいて同じ。)(国、都道府県または市町村の内部組織における<u>相談援助業務</u>を含む。)に従事した期間</p> <p>イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、<u>相談援助業務</u>に従事した期間</p> <p>ウ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>第5章 雑則</u></p> <p>(<u>電磁的記録</u>)</p> <p><u>第42条 児童福祉施設およびその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているまたは想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</u></p>